

貸付利率の特例について

平成13年4月1日から、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により、財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という）が、年3.20%以下である間特例として、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率が、次の表に掲げる財政融資資金利率に応じた利率となります。

なお、特例貸付利率は、償還する月の前々月の末日における資金運用部預託金利率に応じて適用されます。

(年利表示)

貸付種別 預貯金利率	一 特 別	住宅災害	在宅介護	激甚災害による住宅災害貸付けの元金猶予期間	
	住 宅 災 害 災 害	対 応 住 宅 に 係 る 貸 付 け			
特例貸付利率	2.75%超 3.20%未満	3.26% (月0.2716%)	2.72% (月0.2266%)	3.00% (月0.2500%)	1.72% (月0.1433%)
	2.25%超 2.75%以下	2.76% (月0.2300%)	2.30% (月0.1916%)	2.50% (月0.2083%)	1.72% (月0.1433%)
	2.25%以下	2.26% (月0.1883%)	1.88% (月0.1566%)	2.00% (月0.1666%)	1.72% (月0.1433%)
本則貸付利率	3.46% (月0.2883%)	2.88% (月0.2400%)	3.20% (月0.2666%)	1.88% (月0.1566%)	

※ 上記の貸付利率は、平成21年4月1日から適用になります。
平成21年3月31日までは、平成18年5月10日付け公立静第127号の「特例利率」をご覧ください。